

島根県立大学・島根県立大学短期大学部における障がいのある学生への支援に関する基本方針

令和3年4月1日
公立大学法人 島根県立大学

公立大学法人島根県立大学（以下「本学」という。）は、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの「障害者基本法（昭和45年法律第84号）」、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）」の基本理念に則り、障がいの有無や程度によって分け隔てることなく、その能力と特性を持つ障がいのある学生（以下、「障がいのある学生」という。）を受け入れ、修学のために必要かつ適切な支援を積極的に行うこととし、以下の基本方針を定める。

（機会の確保）

障がいのある学生が障がいを理由に修学を断念する事がないよう、修学の機会を確保する。また、障がいのある学生を含むすべての学生に質の高い同一の教育を保障する。

（情報公開）

障がいのある大学進学希望者や本学に在籍する障がいのある学生に対し、大学全体としての受け入れ姿勢・方針を明確にするとともに、広く情報の公開に努める。

（決定過程）

障がいのある学生または家族等からの要望に基づき、関係部局が連携して必要な支援内容を検討し、障がいのある学生と協議の上、可能な限り合意形成と共通理解を図った上で決定する。

（教育方法等）

情報保障、コミュニケーション上の配慮、公平な試験及び成績評価など必要な合理的配慮を行う。

（支援体制）

全学的な支援体制のもとに関係部局が連携しながら学生・教職員の理解促進・意識啓発に努める。

（環境整備）

障がいのある学生が安全かつ円滑に学生生活を送ることができるよう、キャンパスのバリアフリー化等、環境整備の促進に努める。

（実施体制）

学生の修学に関わるすべての組織は、学生支援の関連組織と連携しながら、必要に応じ障がいのある学生に対する合理的配慮を実施する。

島根県立大学・島根県立大学短期大学部障がいを理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領

令和3年4月1日
島根県立大学 規程第190号
島根県立大学短期大学部規程第65号

(目的)

第1条 この要領（以下「対応要領」という。）は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第9条第1項の規定に基づき、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成27年2月24日閣議決定）に即して、島根県立大学・島根県立大学短期大学部の教職員（非常勤職員含む。以下「教職員」という。）が適切に対応するために必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この対応要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障がい者 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障がい者、即ち、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（難病に起因する障害を含む。以下「障がい」と総称する。）がある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものとし、本学における教育及び研究、その他本学が行う活動全般において、そこに参加する者すべてとする。
- 二 社会的障壁 障がいがある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

(障がいを理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方)

第3条 この対応要領において、不当な差別的取扱いとは、障がい者に対して、正当な理由なく、障がいを理由として、教育及び研究、その他本学が行う活動全般について機会の提供を拒否し、又は提供に当たって場所・時間帯などを制限すること、障がい者でない者に対しては付さない条件を付けることなどにより、障がい者の権利利益を侵害することをいう。なお、障がい者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別な措置は、不当な差別的取扱いではない。

- 2 前項の正当な理由に相当するか否かについては、単に一般的・抽象的な理由に基づいて判断するのではなく、個別の事案ごとに、障がい者、第三者の権利利益及び本学の教育及び研究、その他本学が行う活動の目的・内容・機能の維持等の観点に鑑み、具体的な状況等に応じて総合的・客観的に検討を行い判断するものとし、教職員は、正当な理由がある

と判断した場合には、障がい者にその理由を説明し、理解を得るよう努めなければならない。

- 3 この対応要領において、合理的配慮とは、障がい者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過重な負担を課さないものをいう。
- 4 前項の過重な負担については、単に一般的・抽象的な理由に基づいて判断するのではなく、個別の事案ごとに、次の各号の要素等を考慮し、具体的な状況等に応じて総合的・客観的に検討を行い判断するものとし、教職員は、過重な負担に当たると判断した場合には、障がい者にその理由を説明し、理解を得るよう努めなければならない。
 - 一 教育及び研究、その他本学が行う活動への影響の程度（その目的・内容・機能を損なうか否か）
 - 二 実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）
 - 三 費用・負担の程度
 - 四 本学の規模、財政・財務状況

（障がいを理由とする差別の解消に関する推進体制）

第4条 本学における障がいを理由とする差別の解消の推進（以下「障害者差別解消の推進」という。）に関する体制は、以下の各号のとおりとする。

- 一 最高管理責任者 学長をもって充て、障害者差別解消の推進及びそのための環境整備等（施設等のバリアフリー化の促進、必要な人材の配置、障がいのある入学希望者や学内の障がいのある学生等に対する受け入れ姿勢・方針の明示、情報アクセシビリティの向上等）に関し、本学全体を統括し、総括監督責任者及び監督責任者が適切に障がい者差別解消の推進を行うようリーダーシップを発揮するとともに、最終責任を負うものとする
- 二 総括監督責任者 副学長をもって充て、最高管理責任者を補佐するとともに、教職員に対する研修・啓発の実施等、各キャンパスにおける障がい者差別解消の推進に関し必要な措置を講ずるものとする
- 三 監督責任者 学部等の長をもって充て、当該学部等における障がい者差別解消の推進に関し責任を有するとともに、当該学部等における監督者を指定し、当該学部等における障がい者差別解消の推進に必要な措置を講ずるものとする
- 四 監督者 監督責任者が指定する者をもって充て、監督責任者を補佐するとともに、次条に規定する責務を果たすものとする。

（監督者の責務）

第5条 監督者は、障がい者差別解消の推進のため、次の各号に掲げる事項に注意して障が

い者に対する不当な差別的取扱いが行われないよう監督し、また障がい者に対して合理的配慮の提供がなされるよう努めなければならない。

- 一 日常の業務を通じた指導等により、障がいを理由とする差別の解消に関し、監督する教職員の注意を喚起し、障がいを理由とする差別の解消に関する認識を深めさせること
 - 二 障がい者から不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供に対する相談、苦情の申し出等があった場合は、迅速に状況を確認すること
 - 三 合理的配慮の必要性が確認された場合、監督する教職員に対して、合理的配慮の提供を適切に行うよう指導すること
- 2 監督者は、障がいを理由とする差別に関する問題が生じた場合には、監督責任者に報告するとともに、その指示に従い、迅速かつ適切に対処しなければならない。

(不当な差別的取扱いの禁止)

- 第6条 教職員は、その事務又は事業を行うに当たり、障がいを理由として障がい者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障がい者の権利利益を侵害してはならない。
- 2 教職員は、前項に当たり、別紙留意事項に留意するものとする。

(合理的配慮の提供)

- 第7条 教職員は、その事務又は事業を行うにあたり、障がい者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がい者の権利利益を侵害することとなるよう、当該障がい者の性別、年齢及び障がいの状況に応じて、社会的障壁の除去の実施について合理的配慮の提供をしなければならない。
- 2 前項の意思の表明は、言語（手話を含む。）のほか、点字、筆談、身振りサイン等による合図など障がい者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段により伝えられること及び本人の意思表明が困難な場合には、障がい者の家族、介助者等のコミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も含むことに留意するとともに、意思の表明がない場合であっても、当該障がい者がその除去を必要としていることが明白である場合には、当該障がい者に対して適切と思われる合理的配慮を提案するよう努めなければならない。
- 3 教職員は、前二項の合理的配慮の提供を行うに当たり、別紙留意事項に留意するものとする。

(相談体制の整備)

- 第8条 障がい者及びその家族その他の関係者からの障がいを理由とする差別に関する相談に的確に応じるための相談窓口は、各キャンパスにおいて別に定める。

(紛争の防止等のための体制の整備)

第9条 障がいを理由とする差別（正当な理由のない不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供等）に関する紛争の防止又は解決を図るための委員会は、各キャンパスにおいて別に定める。

(教職員への研修・啓発)

第10条 本学は、障がい者差別解消の推進を図るため、教職員に対し、次の各号のとおりの研修・啓発を行うものとする。

- 一 新たに教職員となった者に対して、障がいを理由とする差別に関する基本的な事項について理解させるための研修
- 二 新たに監督者となった教職員に対して、障がいを理由とする差別の解消等に求められる責務・役割について理解させるための研修
- 三 その他教職員に対し、障がい特性を理解させるとともに、障がい者へ適切に対応するためには必要なマニュアルや定期的な研修等による意識の啓発

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

島根県立大学・島根県立大学短期大学部障がいを理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領における留意事項

令和3年4月1日

島根県立大学・島根県立大学短期大学部障がいを理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領（以下、「要領」という。）第6条及び第7条に定める留意事項は、以下のとおりとする。

第1 不当な差別的取扱いに当たり得る具体例（要領第6条関係）

要領第3条第1項及び第2項のとおり、不当な差別的取扱いに相当するか否かについては、個別の事案ごとに判断されることとなるが、不当な差別的取扱いに当たり得る具体例は、次のとおりである。

なお、次に掲げる具体例については、正当な理由が存在しないことを前提とし、また、次に掲げる具体例以外でも不当な差別的取扱いに該当するものがあることに留意すること。

（不当な差別的取扱いの具体例　例示）

○合理的配慮を受けたことを理由に評価に差をつけること。
○障がいがあること、情報保障等の合理的配慮の用意ができないことを理由として、以下の取扱いを行うこと。

- ・ 受験、入学、授業受講、研究指導等を拒否すること。
- ・ 実習、研修、フィールドワーク等への参加を拒否すること。
- ・ 式典、行事、説明会、シンポジウムへの出席を拒否すること。
- ・ 施設等の利用やサービスの提供を拒否すること。
- ・ 窓口等での対応を拒否し、又は対応順序を劣後すること。

第2 合理的配慮に該当し得る配慮の具体例（要領第7条関係）

合理的配慮は、障がい者等の利用を想定して事前に行われる建築物のバリアフリー化、必要な人材の配置、情報アクセシビリティの向上等の環境の整備を基礎として、個々の障がい者に対して、その状況に応じて個別に実施される措置である。その内容は、要領第3条第3項及び第4項のとおり、障がいの特性や社会的障壁の除去が求められる具体的状況等に応じて異なり、多様かつ個別性が高いものであり、当該障がい者が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応する必要があるが、具体例は、次のとおりである。

なお、次に掲げる具体例については、過重な負担が存在しないことを前提とし、また、次に掲げる具体例以外にも合理的配慮は多数存在することに留意すること。

（物理的環境への配慮例　例示）

○移動に不自由・困難（視覚、下肢等の障がい）がある利用者のために必要に応じて以下のことを行うこと。

- ・ ドアの開閉や段差昇降の補助を行うこと。
- ・ 窓口から利用施設までの道案内を行うこと。
- ・ 利用施設に近い駐車場・駐輪場を確保すること。
- ・ 施設利用の場所や時間を調整すること。

○車いす利用者や目が不自由な利用者等に配慮して必要に応じて配布資料や使用器具の配置や配布方法を調整すること。

○座席により参加しやすさが大きく変わる利用者（視覚、聴覚、下肢、病弱、精神発達等の障がい）のために必要に応じて以下のことを行うこと。

- ・ 入退室・着席離席しやすい座席、聞き取りやすい座席、感覚過敏の症状が出にくい座席等を確保すること。
- ・ 介助者や支援者、筆記通訳者等の座席を確保すること。
- ・ 休憩スペースを確保すること。

○障がいがある利用者が施設・設備を他の利用者と同様に利用できるように改善すること。

（情報伝達・意思疎通の配慮例　例示）

○音声によるコミュニケーションに不自由・困難（視覚、聴覚、精神、発達、記憶、注意力等の障がい）がある利用者のために必要に応じて以下のことを行うこと。

- ・ 直接的・具体的な表現を使って説明すること。
- ・ 話し方を調整する筆談を交える等の伝わりやすさへの配慮を行うこと。
- ・ 重要事項や手順・指示等を書面（テキストデータ等）で伝達すること。
- ・ 音声を含む資料（動画、音声ガイド等）の代替テキストを用意すること。
- ・ 授業・研修や説明会の情報保障として補聴用マイクを使用すること。
- ・ 授業・研修や説明会の情報保障として筆記通訳等の支援を行う又は支援に協力すること。

○読み書きに困難（視覚、上肢、学習等の障がい）がある利用者のために必要に応じて以下のことを行うこと

- ・ 読みやすさ（表現、コントラスト、フォント等）に配慮して資料を作成すること。
- ・ 読み資料（教材、プレゼン資料、配布資料、パンフレット等）の代替資料（電子データ・点訳・拡大資料等）を提供する又は代替資料作成に協力すること。
- ・ 板書やプレゼン画面の配布用資料を用意する又は写真撮影を許可すること。
- ・ 代筆（書類記入、メモ等）を行う又は代筆を許可すること。

○情報アクセシビリティの程度により参加しやすさが大きく変わる利用者（視覚、聴覚、上肢・下肢、精神、発達、記憶、注意力等の障がい）のために必要に応じて以下のことを行うこと。

- ・ 予定・計画や予定変更の可能性等を事前に書面（テキストデータ等）で伝達しておくこと。
- ・ 手続きや作業の手順について 明確に記した書面（テキストデータ等）を用意すること。

- ・授業、研修、実習、説明会等で使用する資料を事前に提供すること。
- ・実習、演習、実験等の補助者を配置する又は補助者に協力すること。

(ルール・慣行の柔軟な変更の具体例 例示)

○移動に不自由・困難（視覚、下肢等の障がい）がある利用者のために、必要に応じて以下のことを行うこと。

- ・車両乗降場所の変更・調整を行うこと。
- ・移動時間の変更・調整を行うこと。

○音声によるコミュニケーションに不自由・困難（視覚、言語、聴覚、精神、発達、記憶、注意力等の障がい）がある利用者のために必要に応じて以下のことを行うこと。

- ・聞き取りが必須となる行程、授業、審査等を他の方法（代替授業 代替審査等）で置き換えること。
- ・IC レコーダー等の録音機器の使用を許可すること。
- ・グループワークや口頭発表の方法を調整・変更すること。
- ・発言方法（筆記での発言への置き換え等）や発言時間を調整すること。

○読み書きに困難（視覚上肢 学習等の障がい）がある利用者のために必要に応じて以下のことを行うこと。

- ・課題（レポート課題等）の提出期限の調整や代替課題の検討を行うこと。
- ・読み書きのためにパソコン・タブレット端末を使用することを許可すること。

○障がいのある利用者の参加機会の確保のために必要に応じて以下のことを行うこと。

- ・申込・登録手続き（履修登録等）に関する個別対応を行うこと。
- ・介助者、支援者（筆記通訳者等）の施設内（教室 研修会場等）への立ち入りを許可すること。
- ・授業中や研修中に支援機器・自助具（補聴器、拡大機器、パソコン・タブレット端末、サングラス、イヤーマフ、マスク等）使用を許可すること。
- ・授業中や研修中に途中退室することや適宜休憩をとることを許可すること。
- ・授業中や研修中の服薬や水分補給を許可すること。
- ・欠席時の授業内容、研修内容の自学自習に対する助言を行うこと。
- ・本学が実施する学外実習、教育実習等において実習受け入れ機関と協力して合理的配慮のための調整を行うこと。

○障がいの有無に依らない公平な評価を可能とするために必要に応じて以下のことを行うこと。

- ・入学試験や定期試験において障がい特性に応じて時間延長、別室受験、支援機器利用、試験問題の拡大・点訳等の特別措置を講ずること。
- ・成績評価において 本来の教育目標と照らし合わせ 公平性の観点から柔軟な評価方法への変更・調整を講ずること。

島根県立大学・島根県立大学短期大学部障がい学生支援規程

令和3年4月1日
島根県立大学規程第191号
島根県立大学短期大学部規程第66号

(目的)

第1条 この規程は、「島根県立大学・島根県立大学短期大学部障がいを理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領」に基づき、島根県立大学・島根県立大学短期大学部における障がいのある学生が、その年齢及び能力並びに障がいの種別及び程度に応じ、充分な教育が受けられるようにするために、入学前から卒業に至るまでの円滑な修学支援に係る基本となる事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、障がいのある学生とは、本学に入学を志望する者、又は在学する学生で、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障がい（以下「障がい」と総称する。）がある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者をいう。

(学長の責務)

第3条 学長は、障がいのある学生の修学支援方策を推進する責務を有する。

(副学長の責務)

第4条 副学長は、学長の命を受け、障がいがある学生に対して円滑な修学支援が実施されるよう、具体的な支援方策等を講じる責務を有する。

(教職員の責務)

第5条 教職員は、前条により策定された具体的な支援方策にもとづき、障がいがある学生的円滑な修学支援を行う責務を有する。

(支援の申し出)

第6条 障がいがある学生は、入学前（入学者選抜試験受験時を含む。）、入学後のいずれの時期においても支援を申し出ることができる。

2 申し出の窓口は各キャンパスにおいて、別に定める。

(支援実施体制)

- 第7条 障がいのある学生に対する支援方策案については、前条第2項に定める窓口が、
申出の内容にもとづき、志望又は所属する学部・学科及び申し出の内容を担当する委員会
等の機関（以下、「担当機関」という。）から意見をもとめた上、策定するものとする。
- 2 前項により策定した支援方策案を審議、決定するため、各キャンパスで別に定める支援
委員会等（以下「支援委員会」という。）を置く。
 - 3 前項の支援方策を円滑かつ適切に行うため、支援委員会は、所属学部・学科及び担当機
関との調整を行うものとする。

(規程類の整備及び予算上の措置)

- 第8条 学長及び副学長は、この規程の目的を達成し支援を遂行するため、必要な規程類の
整備及び予算措置を講じるよう努めなければならない。

(補足)

- 第9条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。